

第16回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年10月9日(火) 午前10時開会

2. 開催場所 南阿蘇村役場 2階 大会議室

3. 出席委員

1番 島田 豊	2番 後藤 秀和	3番 宇藤 欣喜	4番 渡邊 優子
5番 笠野美津代	6番 安達 英二	7番 後藤 操	8番 岩本 孝之
9番 古澤 勝康	10番 佐藤 久康	11番 古澤 博保	12番 興呂木和也
13番 市原きみよ	14番 村上 豊彦	15番 宮崎 明	16番 藤原 政信
17番 長野美千代	18番 荒牧 文博	19番 大塚 恭徳	

欠席委員 なし

4. 議事日程

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法許可申請について

5. 事務局職員

事務局長	岩下 慎二
係長	後藤 行志、長野 リエ

6. 会議の概要

発言者	内容
事務局長	本総会開催にあたりまして委員総数19名、本日の出席者数19名ということで、会議規則7条により本総会の成立を報告いたします。それでは定刻になりましたので、総会を開会させていただきます。まず会長よりご挨拶申し上げます。
会長	おはようございます。今日は、合同会議ということで朝早くから最適化推進委員の皆様にも現地確認から同席いただきありがとうございます。総会後は農地法に関する研修を予定しておりますので、最後までよろしく願いいたします。
議長	それでは、第16回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員に14番村上豊彦委員、15番宮崎明委員を指名します。 それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	朗読いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について 番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字西中原 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■㎡ 他1筆 計2筆 ■■■㎡ 移動の理由所有権移転売買となっております。 番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字一関字下ノ原 ■■■

	<p>番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■ m² 所有権移転贈与となっております。 以上2件ご審議方よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。では地元委員の説明をお願いいたします。</p>
7番	<p>議案1号1番について、7番の後藤が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人は高齢で、子どもさんも■外に就職されており、農地の管理ができなくなっており、この案件は5条申請と関連しておりまして、この申請農地は道路から奥の畑への通路となります。所有権移転売買です。ご審議方よろしくお願い致します。</p>
4番	<p>議案第1号2番につきまして、4番の渡邊がご説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。叔父と甥の親戚関係で、譲渡人は■外に住んでおられ農地の管理が難しいということで、地元で農業をされている譲受人の方に農地を贈与されることになりました。ご審議よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>異議がないようですので、採決に移ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決します。</p>
議長	<p>続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について 番号1：申請人記載のとおりです。申請土地の状況 大字長野字中江ノ前 ■番 地 目台帳現況共に畑 面積 ■ m² 転用目的農家住宅建設となっております。 以上1件、ご審議方よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員の説明をお願いします。</p>
17番	<p>議案第2号1番について、17番の長野が説明致します。申請人記載のとおりです。申請人は震災により、元の住んでいた場所は高土手があり危険で、同じ場所での居住は難しいということで、近くの自己所有地での新築を検討されておりました。今回、元の居住地の近くで道沿いの申請地は、近隣に農地もなく、給排水にも問題ないということで申請がっております。ご審議よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p>

	(異議なし)
議長	異議がないようですので、採決に移ります。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決します。
議長	続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	朗読いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について 番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字西中原 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■㎡ 転用目的建設資材置き場及び通路 転用所有権移転有償となっております。 番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字長野字吉岡 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに原野 面積 ■■■㎡ 他1筆計2筆 ■■■㎡の内 ■■■㎡ 転用目的地熱資源調査施設 転用賃借権設定移転となっております。 番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字道下 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的作業進入路及び資材置場等 転用賃借権設定移転となっております。 番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字西所原 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的作業進入路及び資材置場等（一時転用） 転用賃借権設定移転となっております。 番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字立野字馬立 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的農産物加工施設 使用賃借権設定移転となっております。 番号6：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字立野字本村 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 他1筆計2筆 ■■■㎡ 転用目的一般住宅建設 転用所有権移転無償となっております。 番号7：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字一の平原 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的一般住宅建設 転用所有権移転有償となっております。 番号8：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字一の平原 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的一般住宅建設 転用所有権移転有償となっております。 以上8件、ご審議方よろしくお願いたします。
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。
7番	1番について7番の後藤がご説明申し上げます。この案件は先程3条の1番に関係して、建設資材置き場及び通路となっております。譲受人は土建業をされておられます。今度売買が成立いたしましたして、重機等、建設資材を置くところがないので置く

という事で転用所有権移転有償となっております。ご審議方よろしくお願い致します。

17番 議案第3号2番について、17番の長野が説明致します。地熱調査資源施設として借上げがなされています。組合員の同意もなされており問題ないと思われまますのでご審議よろしくお願いいたします。

18番 議案第3号番号3、4について、18番の荒牧がご説明致します。譲渡人、譲受人、並びに申請土地の状況は議案書記載のとおりです。譲受人は南阿蘇鉄道の災害復旧工事を請け負われている会社であり、トンネルの工事をされています。申請土地は現場から最も近く、道路沿いということもあり資材置場としても好条件ということ。譲渡人とも協議がなされ同意も得られています。転用賃借権設定移転の契約が結ばれることに何ら問題はないかと思われまますのでご審議よろしく申し上げます。

19番 議案第3号5、6について、19番の大塚がご説明します。まず5番について譲受人、譲渡人は記載のとおりでございます。譲受人は地震により所有していた農産物加工施設が使用不能になったため、隣の圃場に同施設を新築することとなりました。譲渡人は譲受人の代表の親族ということで双方合意の下、使用賃借権設定移転の申請があがっております。この農地は第1種農地となっておりますが、農産物加工施設ということで問題はないものと思われまます。給排水計画や隣接同意も問題ないと思われまますのでご審議方よろしく申し上げます。

続きまして6番についてご説明申しあげます。譲渡人、譲受人記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人は親族関係、祖父と孫にあり、双方合意の下今回の申請となりました。申請地は[]よりも[]線を西へ[]m程の場所にあり、給排水についても問題はないものと思われまますのでご審議方よろしく申し上げます。

13番 議案第3号7番8番について、13番の市原が説明致します。譲渡人、譲受人、土地の状況については記載のとおりです。7番8番は同じ案件で段違いの農地になります。譲受人は出身が[]で派遣の仕事がこちらになり永住したいとの思いで合意がなされての案件になります。給排水等も全く問題はございません。場所は[]より[]を挟み南へ[]m程上ったところになります。住宅地に隣接しており何ら問題はないと思われまます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。

(異議なし)

11番 すみません。2番の地熱調査についてももう少し説明をしてもらえますか。

事務局 はい。事務局から説明申しあげます。こちらは九州電力が地熱調査をしてここに有効な資源があるというのを探すという施設になっております。実際こちらは[]の[]で[]から南に2キロ程のところの[]になっております。そこにヘリなどを飛ばして地熱があるという調査結果が出たみたいなので、そこを調査させていただきたいと、そ

	<p>の後にその地熱資源が有効であれば今後活用させていただきたいという話しをいただいております。ただ、その事前の調査になっておりますので、まだ、未知数ではありますけれどもそのような調査の施設となっております。</p>
会長	<p>よいですか。</p>
11番	<p>はい。</p>
10番	<p>この4番の一時転用とは期間があるのですか。</p>
事務局	<p>はい。4番について説明申し上げます。3番4番は小字が違いますが隣接している農地となっております。こちらは南阿蘇鉄道が災害復旧のために借り受けようとしている農地となっております。実際、工事が第一期工事、第二期工事とあるみたいなんですけれども、時期的にはまずこの譲受人が工事をされる期間、この一時転用となっております。一年半くらいを一時転用として申請書があがっております。今後譲受人である請負者が変わる場合があれば申請者を代えてまた一時転用という形で出していただこうかと思っております。以上です。</p>
会長	<p>決を採りたいが、2番は6反も転用して何か施設を建てられるのか。</p>
事務局	<p>はい。議案書の参考資料、3号2番九州電力株式会社の図面をつけております。こちら見て頂きますと、西側の左下の方に四角で囲んであるところがありますけれども、こちらにボーリングのやぐらが立ちます。その上の方にはケーシングと言って掘るパイプを置く場所、一番北側には泥溜ピットとあります。掘るときに泥が出て、水と一緒に掘ってそれを汲み上げて一時保管する場所となっております。こちらの水は一旦出たら汚水となりますので、これは九電さんが敷地外に持って行って処理をされることとなっております。また、それに必要な施設でセメントサイロや溶解水タンク、セメンチングポンプなどありますけれども、掘りながらセメントを入れていかれる工事のため、こういったプラントなどができる予定となっております。あとは電気がないために発電機とかエアコンプレッサを動かしてそういった所を使うようになっております。水につきましては近くにボーリングをされる予定みたいなので、そういった許可も取っていただいております。こちらは景観条例で厳しい地区であります。厳しいのでそういったのも環境省から掘削の許可等はいただかれております。あとはウチの村の温泉の近くにありますので、そういった許可も一緒にいただいってもらうように計画となっております。それが出るのが11月末ということなので、県にいきましてこちらの許可ができるのは同日許可となって11月末に許可がおりる予定となっておりますので、以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。他にないですか。では、採決に移ります。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決します。</p>

議長	<p>続きまして議案第4号経営基盤強化促進法の許可申請について番号1番2番3番及び7番の新規案件について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>はい朗読いたします。議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字下迫 ■■■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 他2筆計3筆 ■■■㎡ 賃借権設定5年となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字下迫 ■■■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 他2筆計3筆 ■■■㎡ 賃借権設定5年となっております。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字立石 ■■■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 他4筆計5筆 ■■■㎡ 賃借権設定5年となっております。</p> <p>番号7：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字中郷 ■■■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 他2筆計3筆 ■■■㎡ 賃借権設定10年農地中間管理事業となっております。</p> <p>以上、新規案件4件、再設定3件ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
15番	<p>1番と2番を15番の宮崎が説明致します。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。本件は2件とも譲渡人が地元には住んでおらず耕作ができないということで、今回申請がありましたのでご審議の程よろしくお願ひ致します。</p>
11番	<p>3番について11番の古澤がご説明申しあげます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。親戚関係でございます。譲渡人のお父さんが今まで耕作されておりましたが高齢のため譲受人に作っていただきたいということで申請が出ております。譲受人は新規就農者で非常に頑張っておられる方で、親戚関係でもございますし、今から大変期待して農地を任されていると思います。賃借権設定5年となっております。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>7番につきまして事務局よりご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。こちらの方は農地中間管理事業を通じた借り受けとなっております。こちらは譲渡人の方がもう耕作できないので、近所の認定農業者の方に声をかけたところ、こういった形での貸借をしたいというお互いの相互合意の下でこのようになっております。場所につきましてはこちら申請土地の状況3筆となっておりますけれども実際圃場整備が終わりまして一時利用指定地となっており、面積はほぼ同じ面積となっております。賃借権設定10年となっております。ご審議方よろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p>
<p>(異議なし)</p>	
議長	<p>議案第4号農地法第4条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願ひ</p>

	<p>いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議長 全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決します。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は終了しましたが、11月の総会の日程を決めたいと思いますので、11月10日は土曜日ですのでその前後に開催したいと思いますが、8日は農業委員研修があるな。</p>
4番	<p>8日の研修が午後開催なので、午前中総会ではどうですか？</p>
議長	<p>それでは11月8日の午前中で決定します。時間は封筒で連絡します。よろしくお願 いします。以上で農業委員会は終わります。引き続き合同研修会を行います。</p> <p>10時40分閉会</p> <p>～研修会の開催『農地法研修会』～</p>
	<p>11時45分再開</p>
会長	<p>総会は一度閉会しましたが、追加案件の審議がございましたので、ここで再開して審 議したいと思います。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号農地法第5号の規定による許可申請について、番号9追加案件となりま す。譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字桑鶴谷 ■■■■番 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■■㎡ 他5筆計6筆 ■■■■㎡ 転用目的 太陽光発電施設設置 転用所有権移転有償となっております。</p>
議長	<p>追加になった理由を説明してください。</p>
事務局	<p>追加になった理由ですけれども、裏の方をご覧ください。赤でお示ししているところ が今回の議案に載っている地番となっております。前々回の総会で赤枠以外の場所を審 議していただいています。こちらの赤色の部分は相続ができていなかったために、所有 権移転売買ができなかった農地となっております。今回その相続が完了しまして売り渡 しが可能となったため今回の案件となっております。</p> <p>追加で説明いたしますと、実際こちらが急遽追加になったのは、そういった問題もあ りますし、ここまでに行く道に私有地が通ってございました。私有地を通るがために、 私有地の所有者様とお話し合いができてなくて、通ったら道の具合とかそういった話 し合いもないのに転用を行うのかとこの道の所有者様から一旦連絡がありまして、そ ういった案件だったんですねということでお話しをいただいて、それではきちんと通っ ていいという通行許可をいただいてからの申請にしてくださいという話しをしておりま した。それが今日の今日、その承諾をいただいたという話しをいただきました。勘違い されて10日の委員会と思われていて、今日持ってくればいいと実際思われていたので</p>

	<p>すが、承諾書が今日揃うという事で今日の案件に追加として載せさせていただいております。以上説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議します。</p>
1 4 番	<p>いいですか？この承諾書はここに持ってきてあるのか。</p>
事務局	<p>こちらの転用を行う会社と、土地の所有者の両方の印鑑が揃った書類を持ってきていただいているところです。ただし、道の所有者様からも本日連絡をいただきまして、承諾をしましたと確認できているところですので、間違いはないと思います。</p>
1 2 番	<p>相続はちゃんとできているのか。</p>
事務局	<p>相続はちゃんとできて名前も代わっております。</p>
6 番	<p>この赤線がついているところが追加ですか。前回かかった分の追加ということですか。前は面積が少なかったが、今回はこの追加分の面積全体も含めて申請することか。これは国の許可がいるのではないか。</p>
事務局	<p>39,500 位になっておりますので、4ヘクタール以下なのでいりません。</p>
1 4 番	<p>前の分は前の総会で通っていて、赤の部分が今度の申請になっているということか。</p>
事務局	<p>はい。相続ができていなかった分となります。その他の申請書類は揃っております。そういった道の権利の話ができていなかったということを事務局も知らなかったのです。</p>
1 4 番	<p>以前にもそれで流れた経緯がある。</p>
議長	<p>雑談のような話しになるが、送電線が近くにとおっている。これだけ広いなら鉄塔の線の工事についても九州電力とは話しができていないのか。</p>
事務局	<p>はい。そちらの方の接続の契約も済んでおります。実際これは27年度頃に一度申請があった案件になりますけれども、熊本地震で送電線に電気をのせるということができないということもあってずっと動いていなかったようです。で今回送電線の張替えなど九州電力の方も対応ができたということで接続契約を新たに結びなおしてある契約書も申請書には付けていただいております。</p>
6 番	<p>もう一点いいですか。県の規模拡大の1万㎡超えるので県の許可がいるのではないか。事業規模拡大の県の許可が必要ではないか。開発許可はとれているのか。</p>
事務局	<p>それは取れていると思いますが、もう一度確認します。</p>
1 4 番	<p>ひとついいか。何でそんなに急がなければならないのか理由を教えてほしい。緊急に今日出さなければならない理由は何か。</p>

事務局	<p>実際、前回申請を出されていたのですが相続が終わっていないというところで、相続ができてからしか申請できませんということではねておりました。それで相続が終わりましたということで今回の申請に持ってきますということで持ってこられて、こちらも議案書を作るときに確認しながら作っているところに、道の所有者様からそういった承諾を出していないのに転用ができるのかということで、事務局としては止めていたわけです。実際議案書に載せるか載せないかはそれが出来次第というところでしたのですが、それが先週の金曜日に連絡をうけて、月曜日にそういった話し合いをしてくださということで施工者に連絡を入れました。それが終わらないと議事にはあげられませんので申請は保留しておきますと話していたわけですが、保留といっても議案書に載せておけばよかったのですが、載せずに保留してすぐに承諾書が取れないと思っていたので、承諾なく通るようなことはさせないというような話をされていたので、しばらく時間がかかるのかなと判断しておりましたら、今朝連絡がありまして、承諾がとれておりますということでしたので、今回臨時の追加案件となりました。</p>
14番	<p>それは農業委員会事務局の責任ということか。本人さんが今日でないといけないという理由はなにか。来月でもいいのではないか。まだ未確認のところがあるではないか。また後からできなかったということになれば、それはどうかと心配するが。急いで今日通してまた違ったから次にということになればそれもおかしなことになる。なのでなぜそんなに急がなければならないのか理由は何か。</p>
事務局	<p>事務局としての想像になりますが、契約を進めるために農地転用の許可というのが一つの条件なのではないかと思えます。</p>
議長	<p>前は賃借かなにかでその名義の人が亡くなった。</p>
事務局	<p>そうです。賃借権設定してあってその方が亡くなられて、本来賃貸借契約でそのまま行ってもいいんですけども、実際もう賃貸借ではなく農地を売りたいというお話があったようです。売りたいとなった時にまだ二名はご存命で、もう一人の方の相続が発生しました。それで、相続が済んでからしか受け付けられないということで、相続が9月の7日過ぎに終わったみたいで、本当は前回の時にかけたかったようですけども無理だからということで一旦帰っていただいております。で今回になった次第というところもあります。</p>
6番	<p>もうひとついいですか。私が心配したのは前回は6反ぐらいだったと思う。9月にあがったのが。で9月に6反であがって、今回は21000 あがってるから、前回は6反で1万㎡未満で規模拡大の申請は必要なかったと思うが、今回は21000を急にということで場所は同じなので、勘ぐればわざと二回に分けて必要な申請を出してないなどはないかを心配している。</p>
事務局	<p>その説明が抜けておりました。実際、県の方から一応総会は通ってはおりますけれども、相続分の申請が出るのであれば保留してくれという話があります。この分は実際保留しておきまして県には送っておりません。で、今回合わせて送ってくれということで一緒に提出することになっております。</p>

6 番	一番目の許可の分も県は把握しているのですね。
事務局	わかっております。ただここは一体的でないと変更になるから保留してくれということで、次の申請があつてから一緒に出してくださいという話があつております。
6 番	それがわからないので、勘ぐると心配することになるので。
事務局	実際ここは県に見てもらって、2回に分けて出すのはおかしいと、一旦総会を通していただいているのは保留してくれと、次に出たところと一緒に出すのが本来の形ですという県からの指導でこのような形となっております。
1 4 番	一箇所の申請を分けてとなると、何か問題があるからではないかと勘ぐってしまうが、県へはまとめての許可申請ということであるなら納得した。
事務局	説明不足で申し訳ありませんでした。 この案件をひとつずつ出すのはおかしいと言われたので、まとめて一本で提出します。
6 番	それでは農業委員会は前も通っているが今回が初めての県への申請になるのですね。ただ太陽光は面積が大きいので、農地でどんなに山の上といっても今はトラブルが多いので心配する。
事務局	道がトラブルの元で時間がかかるのではと思っていたのですが、了承が取れたということで連絡を受けたので、どうしても今月に出してほしいという要望もありまして、このようになりました。
議長	他にないですか。採決をしていいですか。 農地法第5条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	賛成多数と認め、農地法第5条の規定による許可申請は原案どおり可決します。
議長	ご審議ありがとうございました。以上をもって第16回南阿蘇村農業委員会総会を終了いたします。

7. 閉会時刻 12時08分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

農業委員会会長

後藤 秀和

議事録署名者

14番 村上 豊彦

15番 宮崎 明